

総合計画推進支援業務 委託仕様書

1 業務名称

総合計画推進支援業務

2 業務目的

本市は、令和3年4月に第5次神戸市基本計画の実施計画「神戸2025ビジョン」（計画期間：2021年度～2025年度）を「まち・ひと・しごと創生法」に定める「地方版総合戦略」と一体の計画として策定した。将来像「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向け、KPIの進捗状況の確認、外部有識者での評価、施策推進のための調査・分析や新たな施策の企画立案支援など、総合的に本ビジョンの推進につなげていく。

また、令和7年度に改定を迎える本市の総合計画（「新・神戸市基本構想」、「第5次神戸市基本計画」、「神戸2025ビジョン」）の次期計画策定に向け、必要な調査などを実施する。

3 業務内容

（1）神戸2025ビジョン推進会議の運営支援

外部有識者会議による検証に向け、開催場所の確保・調整・設営、会議資料等の作成・準備、記録作成及び議論内容の整理等を行う（会議の実施時期は、令和5年11月頃を予定）。

議事の内容については、当日の速記版及び、議事要旨を作成する。速記版については、会議終了後翌日から3営業日まで、議事要旨は7営業日までに提出する。

（2）神戸2025ビジョンの推進や次期総合計画策定に向けた調査・提言

市内外を取り巻く社会経済情勢や本市の特性を踏まえながら、神戸2025ビジョンの推進や次期総合計画策定に向けた市の定めるテーマ2件程度の調査・分析を行い、報告及び提言を行う。

想定する調査概要：

①ビジョン推進に向けた調査

・KPIの達成状況等を踏まえた課題の抽出と、対応に向けた当施策分野の最新動向や他都市の先進事例等に関する調査

②中長期の社会課題に関する調査

・社会経済情勢の変化や未来予測等を踏まえた中長期のスパンで対応していくべき課題の抽出と施策の方向性の提言

※ 調査内容は上記から変わる可能性がある。また、具体的な調査内容は、受託事業者と協議の上決定する

（3）その他、総合計画推進に関連する業務

（1）、（2）に加え、総合計画推進に関連する本市からの相談に応じるほか、資料収集等の支援を随時実施する。

4 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

5 納入物及び納入期限

- (1) 業務の実施・検討においては本市と十分に連携し、定期的に報告及び調整を行うこと。また、3(2)の業務については、8月中旬頃に中間報告を行うこと。
- (2) 報告書は電子データで提出すること。

6 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

・神戸市情報セキュリティポリシー<<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>>

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。